

令和8・9年度（定期）入札参加資格審査申請受付 発注者別評価点について

「発注者別評価点シート（市内業者）」に、該当する項目について記入のうえ、必要書類を添えて提出してください。なお、詳細は以下のとおりです。

1 工事成績

評価対象期間内に完成検査が終了した南陽市発注工事について、南陽市建設工事等検査規定により工事成績評定を受けた場合、工事成績評定が75点以上78点未満である工事1件につき5点加算、78点以上である工事1件につき10点加算。

【評価対象期間】

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

【必要書類】

完成通知書の写し（工事成績が確認できるもの）

2 指名停止の状況

評価対象期間内に、南陽市工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、その期間に応じ、1か月×10点減点。（1か月未満の月がある場合は、それを1か月とする。）

【評価対象期間】

令和6年2月1日から令和8年1月31日まで

【必要書類】

なし

3 子育て支援（育児休業制度） 5点加算

審査基準日時点で、以下の要件を満たしていること。

① 常時雇用労働者数が101人以上

次世代育成支援対策推進法で義務付けされている「一般事業主行動計画」を策定し届出を行い、かつ、就業規則において育児休業制度を規定している。

② 常時雇用労働者数が100人以下

次世代育成支援対策推進法で義務付けされている「一般事業主行動計画」を策定し届出を行い、又は、就業規則において育児休業制度を規定している。

【審査基準日】

令和8年1月31日

【必要書類】

① 常時雇用労働者数が101人以上

山形労働局の受理印がある「一般事業主行動計画」及び労働基準監督署の受理印のある「就業規則」の写し（全て）

② 常時雇用労働者数が100人以下

山形労働局の受理印がある「一般事業主行動計画」又は、労働基準監督署の受理印のある「就業規則」の写し（全て）。ただし、常時雇用者数9人以下の事業者にあっては、「就業規則」に労働監督署の受理印がないものでも可とする。

4 子育て支援（育児休業取得） 1人につき5点加算（上限10点）

評価対象期間内に、1か月以上の育児休業を取得した職員（男女を問わない）が基準日時点で在籍していること。

【評価対象期間】

令和6年2月1日から令和8年1月31日

【必要書類】

- ・公共職業安定所が発行する「育児休業給付受給資格確認通知書」又は「育児休業給付金支給決定通知書」の写し
- ・当該従業員の健康保険証の写し等、常勤性が確認できるもの

5 南陽市消防団協力事業所 5点加算

審査基準日時点で、南陽市消防団協力事業所の認定を受けている又は申請をしていること。

【審査基準日】

令和8年1月31日

【必要書類】

- ・認定を受けているもの…認定書の写真
- ・申請中のもの…受理印が押印している申請書類

6 新規学卒者の雇用促進 1人につき5点加算（上限10点）

評価対象期間内に卒業した新規学卒者を採用し、審査基準日時点で常時雇用していること。

※1 新規学卒者の出身地（県内県外の別）、出身校（中学・高校・大学・専門学校等の別、県内県外の別）、現在の住所地・勤務地（県内・県外の別）は問わない。また、「新規学卒者」としているが、卒業日が評価対象期間内にあれば、申請者が採用する前に職歴があつても評価対象となる。

※2 常時雇用とは、期限の定めの無い雇用関係とする。したがって、有期雇用の場合は評価対象とはならない。

【評価対象期間】

令和6年2月1日から令和8年1月31日

【審査基準日】

令和8年1月31日

【必要書類】

以下の書類を人数分提出

- ・卒業証書の写し又は卒業証明書（卒業日が評価対象期間内であること）
- ・雇用契約書又は雇用通知書の写し（期限の定めのない雇用であること）
- ・当該従業員の健康保険証の写し等、常勤性が確認できるもの

7 除雪業務 5点加点

審査基準日時点で、南陽市除雪組合に加入していること。

【審査基準日】

令和8年1月31日

【必要書類】

なし

8 災害協定締結 5点加点

審査基準日時点で、南陽市と災害時における援助協定を締結していること。（団体にあっては、審査基準日時点でそれに所属していること。）

【審査基準日】

令和8年1月31日

【必要書類】

なし

9 更生保護の協力事業主登録 5点加点

審査基準日時点で、協力事業主として保護観察所に登録していること。

【審査基準日】

令和8年1月31日

【必要書類】

保護観察所の証明書（保護観察所様式）

10 ボランティア活動 1回につき5点加算（上限10点）

評価対象期間において、企業として、南陽市内におけるボランティア活動を行った実

績があること。評価の対象とするボランティア活動は、①清掃・美化 ②除草・剪定・間伐 ③植栽・植樹 ④除排雪 のいずれかとする。

【評価対象期間】

令和6年2月1日から令和8年1月31日まで

【必要書類】

別紙「ボランティア活動報告書」及び指定された添付書類

※ 評価基準に合致するか否か（加点対象となるか否か）という趣旨の質問には、原則として応じられません。（事前に問い合わせた方とそうでない方との間で不公正が生じる恐れがあるため。）